

仙台市集合住宅の駐車場出口の安全措置に関する指導指針

(平成17年3月9日都市整備局長決裁)

(目的)

第1 この指導指針は、仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（平成16年仙台市規則第13号）第10条第三号の規定により、集合住宅の建築主等が、当該集合住宅の敷地内に設置した駐車施設の自動車の出口（自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下「駐車場出口」という。）において交通事故発生等の未然防止を図るため、必要な事項を定めるものである。

(用語)

第2 この指導指針において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(適用の範囲)

第3 この指導指針は、集合住宅の建築主等が当該集合住宅の敷地内に設置した駐車施設で駐車台数が30以上のものに係る駐車場出口に適用するものとする。ただし、次に掲げる駐車場出口については、この指導指針は、適用しない。

- 一 駐車場出口から敷地内に2メートル後退した当該出口の中心線上において、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在が確認できるもの
- 二 2以上の道路にそれぞれ駐車場出口を設けることにより、その一の駐車場出口から出る自動車の台数が30未満となるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、路地状の道路の末端部分に駐車場出口が設けられるなどの場合で、市長が交通安全上支障がないと認めるもの

2 前項本文の規定にかかわらず、駐車場出口を設ける道路の幅員が狭いなどの場合で、市長が交通安全上支障があると認める場合には、この指導指針は、集合住宅の敷地内に設置した駐車施設で駐車台数が30未満のものに係る駐車場出口にも、適用するものとする。

(安全上必要な措置)

第4 集合住宅の建築主等は、駐車場出口が接する道路の状況に応じて、次のいずれかの措置を駐車場出口に講じなければならない。

- 一 自動車の出庫を知らせる回転灯の設置
- 二 道路の安全を確認するためのミラーの設置
- 三 自動車の出庫を知らせる警告ブザーの設置その他駐車場出口周辺の状況から市長が交通安全上適切であると認める措置

附 則

この指導指針は、平成17年6月1日から実施する。